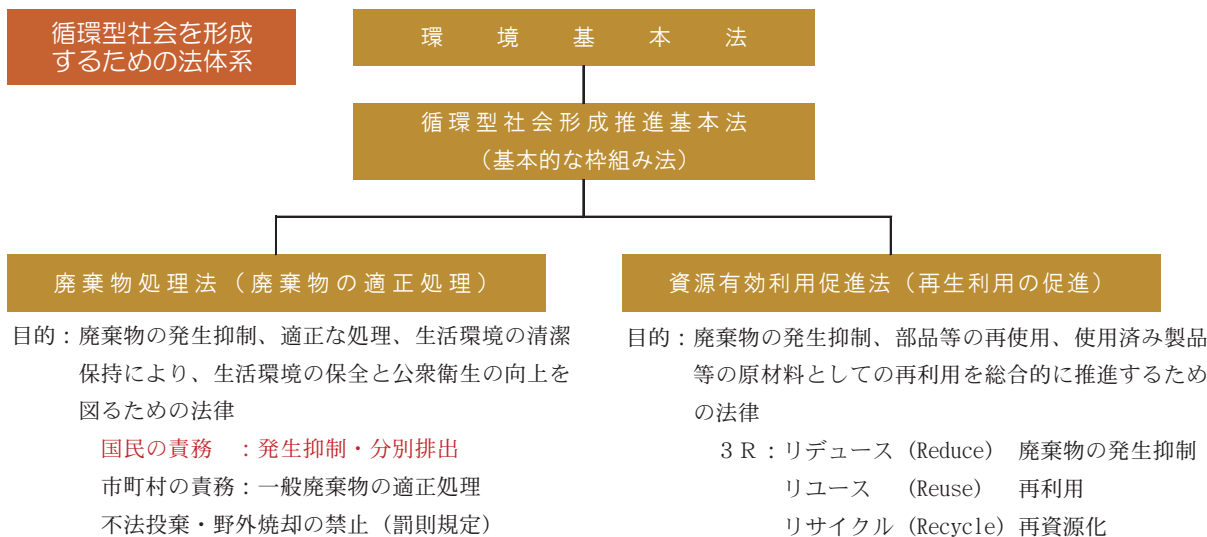


廃棄物制度のしくみ

ごみの発生抑制とリサイクル社会を構築するため、「循環型社会形成推進基本法」はもとより、各種のリサイクル法が制定され、消費者（住民）・市町村（組合）・事業者（製造メーカー等）に、それぞれの役割と義務が規定されています。

家庭から排出される廃棄物は、以下の法律に基づき処理されます。



個別物品の特性に応じた規制	容器包装リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■役割：消費者による分別排出、容器包装の市町村による分別収集、容器包装の製造・利用者による再商品化 ■対象の容器包装：段ボール、紙パック、紙製容器包装、スチール缶・アルミ缶、ペットボトル、ガラスびん（無色・茶色・その他のガラスびん）、プラスチック製容器包装
	家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■役割：消費者による回収・リサイクル費用の負担、廃家電を小売店が消費者より引き取る、製造業者等による再商品化 ■対象機器：テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン
	小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ■役割：消費者による分別排出、市町村による分別収集・引き渡し、製造業者等による循環利用 ■対象機器：パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、デジタルオーディオプレーヤー、電子辞書、ゲーム機、電源アダプタ、電気カミソリ等
	食品リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 食品の製造・加工・販売業者：食品廃棄物の再資源化
	建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 工事の受注者：建築物の解体・建築廃材等の資源化
	自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> 自動車所有者：リサイクル料金の負担、自動車製造業者：再資源化等

廃棄物の分類

